

安城市防犯カメラの設置及び運用に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、安城市防犯カメラの設置及び運用に関する条例（平成26年安城市条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(不特定多数の者が利用し、又は通行する場所)

第2条 条例第2条第4号の規則で定める不特定多数の者が利用し、又は通行する場所は、市が設置し、又は管理する施設とする。

(設置運用要領)

第3条 条例第3条に規定する設置運用要領には、次に掲げる事項について定めなければならない。

- (1) 防犯カメラの設置目的
- (2) 防犯カメラの設置場所及び撮影対象区域並びに設置台数
- (3) 防犯カメラの設置の表示に関すること。
- (4) 管理責任者の設置に関すること。
- (5) 画像データの取扱いに関すること。
- (6) 苦情の対応の手續に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、防犯カメラの適正な設置及び運用に関する事項

2 条例第3条の規定による設置運用要領の届出は、当該届出に係る防犯カメラを設置しようとする日の14日前までに、防犯カメラの設置及び運用に関する要領届（様式第1）により行うものとする。

3 条例第3条の規定による設置運用要領の変更の届出は、当該届出に係る変更をしようとする日の14日前までに、防犯カメラの設置及び運用に関する要領変更届（様式第2）により行うものとする。

(防犯カメラの廃止の届出)

第4条 設置者は、防犯カメラを廃止したときは、当該廃止した日から14日以内に防犯カメラ廃止届（様式第3）を市長に提出しなければならない。

(画像データの保存期間)

第5条 条例第5条第7号の規則で定める保存期間は、画像データを記録した日から30日を超えない範囲内において設置者が定める期間とする。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。

(勧告)

第6条 条例第8条第2項の規定による勧告は、防犯カメラの設置及び運用に関する勧告書(様式第4)により行うものとする。

(公表)

第7条 条例第8条第3項及び第9条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市の広報紙への掲載
- (2) インターネットを利用したの供覧

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年6月1日から施行する。

様式第1（第3条関係）

防犯カメラの設置及び運用に関する要領届

年 月 日

安 城 市 長

住 所

氏 名

電話番号

〔 法人その他の団体にあつては、事務所又は
事業所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

防犯カメラの設置及び運用に関する要領を定めたので、安城市防犯カメラの設置及び運用に関する条例第3条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

設置予定年月日	年 月 日
防犯カメラの設置及び運用に関する要領の名称	
防犯カメラ管理責任者	住 所 氏 名 電話番号
防犯カメラ設置台数	台
添付書類	① 防犯カメラの設置及び運用に関する要領 ② 防犯カメラの設置場所及び設置している旨の表示場所を記載した図面

様式第2（第3条関係）

防犯カメラの設置及び運用に関する要領変更届

年 月 日

安 城 市 長

住 所

氏 名

電話番号

〔 法人その他の団体にあつては、事務所又は
事業所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日に届け出た防犯カメラの設置及び運用に関する要領の内容を変更するので、安城市防犯カメラの設置及び運用に関する条例第3条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

変更予定年月日	年 月 日
届け出た防犯カメラの設置及び運用に関する要領の名称	
変更する事項	変更前
	変更後
変更する理由	
添付書類	① 変更後の防犯カメラの設置及び運用に関する要領 ② 変更後の防犯カメラの設置場所及び設置している旨の表示場所を記載した図面

様式第3（第4条関係）

防犯カメラ廃止届

年 月 日

安 城 市 長

住 所

氏 名

電話番号

〔 法人その他の団体にあつては、事務所又は
事業所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付で届け出た防犯カメラの設置及び運用に関する要領に係る防犯カメラを廃止したので、安城市防犯カメラの設置及び運用に関する条例施行規則第4条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

廃止年月日	年 月 日
届け出た防犯カメラの設置及び運用に関する要領の名称	
廃止理由	

様式第4（第6条関係）

防犯カメラの設置及び運用に関する勧告書

年 月 日

様

安城市長



安城市防犯カメラの設置及び運用に関する条例第8条第2項の規定により、下記のとおり勧告します。

記

勧告の内容	
勧告の理由	